



ENTRUST

グローバル汚職防止 ポリシー

分類	パブリック (付録は専有情報)
文書バージョン	2.0
発行日	2025年12月4日

目次

1. はじめに.....	3
2. 目的.....	3
3. ポリシーの要件.....	3
3.1 定義	4
3.2 贈収賄の禁止	5
3.3 支払いの便宜扱い	6
3.4 安全例外	6
3.5 その他の価値の譲渡	6
3.5.1 贈答品、食事、娯楽、旅行、その他の接待.....	7
3.5.2 慈善寄付.....	9
3.5.3 政治献金.....	9
3.5.4 政府役員またはその家族の雇用または関与.....	9
3.6 第三者	9
3.6.1 デューデリジェンス.....	9
3.6.2 契約言語.....	10
3.6.3 危険信号.....	10
3.7 不適切な支払いに関連しがちなマネーロンダリングとその他の活動	11
3.8 記録管理と報告	12
3.8.1 会計.....	12
3.8.2 監査.....	12
4. 順守.....	13
5. 例外.....	13
6. 所有権と改訂履歴.....	14
7. よくある質問.....	15

1. はじめに

Entrust の事業の性質上、従業員および取引先の第三者は政府役員や民間部門の顧客と定期的な交流する必要があります。本ポリシーおよび適用される汚職防止法（OECD Convention on Combating Bribery of Foreign Public Officials in International Business Transactions（国際商取引における外国公務員贈賄防止に関する OECD 条約）、US Foreign Corrupt Practices Act（FCPA）、International Travel Act（国際旅行法）、UK Bribery Act（英国贈収賄防止法）、Canada's Corruption of Foreign Public Officials Act（カナダ外国公務員汚職防止法：CFPOA）、India's Prevention of Corruption Act（インド汚職防止法）などを含むが、これに限定されない）は、Entrust が事業を行っているすべての国において、これらの交流に関する一定の規則と制限を定めています。従業員は、自身の勤務地、サービスが実施される場所、または特定のプロジェクトや入札に適用されるすべての汚職防止法、規則、規制、および該当する場合は国際開発金融機関（MDB）のガイドラインを認識しておく必要があります。

Entrust は、公式の活動または決定に影響を及ぼすため、あるいはビジネスを獲得または維持するうえで他の不適切な利益を確保するために、直接的または間接的に、政府役員またはいかなる個人や団体に対して金銭または有価物を支払うこと、支払うことを申し出ること、支払うことを約束すること、または金銭または有価物の支払いを許可することを禁止しています。また、Entrust は、Entrust の従業員による公的な行為や決定に影響を与えるため、または Entrust の従業員からその他の不適切なビジネス上の利益を確保するために、個人から有価物を勧誘または受領することを固く禁じています。Entrust は倫理的行動に対する評判を重視しており、贈収賄やその他の汚職行為に関与することは顧客や従業員の信頼を損なうことになることと認識しています。賄賂の支払いの拒否や、その他の不正行為を拒否したために Entrust が取引を失ったとしても、Entrust の従業員または第三者が不利益を被ることはありません。

2. 目的

このポリシーは、弊社が法的義務を遵守し、適用される汚職防止法の文言と精神に従うという弊社の取り組みに対して、弊社の顧客や取引先が信頼できるようにするものです。本ポリシーは、Entrust の全従業員（すなわち従業員、臨時従業員）、および Entrust のために業務を行う第三者、ならびに Entrust が事業を運営および/または実施するすべての国で適用されます。

3. ポリシーの要件

本ポリシーは、Entrust を代表して政府役員及び民間部門の顧客と対話する際の要件を規定する。

3.1 定義

賄賂：政府役員または民間部門の顧客による公式行為または決定に影響を与えるため、あるいはビジネスを獲得または維持するうえで他の不適切な利益を確保するために、有価物の提供、支払い、支払いの約束、または支払いの承認を行うこと（例：税金や罰金の賦課などの政府の措置の阻止、ビジネスチャンスに関する機密情報の入手、事務所開設の権利獲得、またはゾーニングの裁定の確保、政府契約の授与に影響を与える、税金や関税の不足の疑いのような政府との紛争を解決するため）、および行動や決定に影響を及ぼすため、または Entrust の従業員からビジネスを獲得または維持するうえで他の不適切な利益を確保するため、有価物の勧誘または受領を行うこと。賄賂には、現金、現金等価物（商品券、個人ローン、株式、その他の有価証券など）、無料または割引の製品やサービス、贈答品、旅行、接待、政治献金、慈善献金、インターンシップや雇用の申し出など、さまざまな形態がありますが、これらに限定されるものではありません。

流通パートナー：Entrust の製品およびサービスを販売し再販するための既存の書面による契約を通じて Entrust と取引する事業体。

コンソーシアム・メンバー：政府機関が発行する公開または限定 RFP に対応するために、書面によるコンソーシアム/ジョイントベンチャー契約を通じて Entrust に参加する事業体。

顧客：Entrust が製品またはサービスを販売する政府以外の民間部門の個人。

支払いの便宜扱い：非裁量的で日常的な政府行為を迅速化または促進するために、政府役員に支払う少額の支払い。これらの支払いは「キックバック」、「便宜供与」、「グリース・ペイメント」とも呼ばれ、通常のライセンス、営業許可、ビザの手続きを早めるための支払いや、警察の保護を確保するための支払いなどが含まれるが、これらに限定されるものではありません。

グローバルシステムインテグレーター（GSI）：GSI、複数の地域にまたがる大企業向けの複雑なテクノロジーソリューションの設計、構築、導入、保守を行う IT 専門組織で、さまざまなベンダーの各種ハードウェア、ソフトウェア、IT サービスが特定のビジネス目標を達成するため、シームレスに連携することを保証します。GSI はプロジェクトベースのビジネスです。

政府役員：政府機関、部局、機関の役員または職員、国または政府所有の企業、学校、病院、その他の団体の役員または職員、政党または政府役員、政治家候補者、世界銀行や国際通貨基金などの公的国際機関の役員または職員、あるいは政府機関、部局、機関、団体、公的国際機関のために、またはこれらを代表して公的な立場で行動する者。例えば、顧客や税務職員、監督官庁職員、地方警察官、軍人、裁判官、検察官、裁判所事務官、国営製造施設の従業員、国営年金制度の従業員などが挙げられますが、これらに限定されるものではありません。

マネージドサービスプロバイダー（MSP）：MSP は、ベンダーの製品やサービスを部品として使用し、継続的なサブスクリプションベースのテクノロジーサービスを提供して、全体の管

理について定期的な料金を、通常は自社のブランド名で、クライアントに請求します。MSPはITのアウトソーシングと考えられます。

マネーロンダリング：犯罪に関連する財産または資金を含む金銭取引に故意に関与する、関与しようとする、または助長すること。これには、根本的な違法行為がどこで行われたかを問わず、脱税、贈収賄、詐欺、その他の重大な犯罪が含まれます。犯罪を可能にする資金（賄賂を支払うための資金など）の移動、および犯罪収益である資金の移動は、どちらもマネーロンダリングに該当します。

紹介主体：リード紹介契約に基づき、見込み客の紹介および販売リードを Entrust に有償で提供する事業体。

システムインテグレーター、付加価値再販業者（VAR）、または OEM（「グローバル」を含む）：エンドユーザ顧客向けの広範なソリューション提供に統合するために Entrust から製品を購入するすべての事業体。システムインテグレーターはまた、エンドユーザーである顧客に技術サービスや専門サービスを提供することもある。

テクノロジーアライアンスパートナー：Entrust テクノロジー・アライアンス・パートナープログラムのメンバーであり、地域および市場固有の信頼されるアイデンティティおよび安全なトランザクションの要件を満たすソリューションを開発および提供するためのプラットフォームをパートナーに提供する事業体。

第三者：企業や政府役員のためにサービスを提供したり、その代理を務める個人、企業、団体。例として、代理店、ブローカー、コンサルタント、営業担当者、販売代理店、再販業者、弁護士、会計士、税務または通関アドバイザー、旅行代理店、コンソーシアム パートナー、その他のビジネス パートナーまたは合弁パートナーなどが挙げられますが、これらに限定されるものではありません。

3.2 贈収賄の禁止

Entrust は、不適切なビジネス上の利益を確保するために、政府役員または顧客に対して直接的または間接的に金銭または有価物を支払うこと、支払うことを申し出ること、支払うことを約束すること、または支払いを承認することを禁止します。また、Entrust は、いかなる従業員も Entrust の従業員として個人または団体に賄賂を要求したり、受領したりすることを固く禁じています。国際法は上記のすべてを禁止しています。贈収賄防止法は、政府役員への不適切な支払いの申し出だけに限定されるものではありません。

強要または強制的行為個人、組織、またはその財産や金銭的利益を害したり、損なったり、損害を与えると脅したりして、個人または組織に影響を与える行為は容認されず、解雇を含む懲戒処分の対象となります。

3.3 支払いの便宜扱い

Entrust では、支払いの便宜扱いを禁じています。特定の法域の法律では、日常的で裁量権のない政府の措置を迅速化または促進するために、政府役員に名目上の支払いをすることが認められていますが、他の法律ではそのような支払いは認められていません。支払いの便宜扱いと賄賂を区別することは難しいことが多いため、国際基準においてこのような支払いは強く戒められています。

3.4 安全例外

Entrust の従業員および当社のために働く第三者の安全は最重要事項です。従って、個人の安全が脅かされている場合には、本来このポリシーでは許可されない価値の支払いや譲渡が行われる可能性があります。例えば、医療または安全上の緊急事態に対応し、重要な政府サービス（警察の保護、医療避難など）を確保する上で必要な場合、深刻な危害が発生する合理的な恐れがある場合、または違法または不当な監禁、拘留、起訴、処罰を伴う脅威的な状況にあり、慎重な代替手段がない場合などです。このような状況下で行われた支払いは、直ちに Entrust の最高法務およびコンプライアンス責任者に報告し、Entrust の帳簿及び記録に正確に計上する必要があります。不適切である、または不適切と思われる支払要求を定期的に行う第三者との関係の再考が必要な可能性があるため、継続的な支払要求も最高法務およびコンプライアンス責任者に報告しなければなりません。

3.5 その他の価値の譲渡

特定の価値の譲渡（贈与または受領を問わず）は、その支出が合理的かつ誠実であり、Entrust、その製品およびサービスの販売促進、または既存契約の締結に関連する場合などの稀な状況で許可されます。

同じ個人との間で、同じ形式または異なる形式を問わず、価値の譲渡が繰り返されると、各譲渡が限定的な価値であっても、不適切な影響があるという印象を与える可能性があります。例えば、取引先の同じ購買マネジャーに接待だけでなく複数の贈答品を贈ることは、それぞれが妥当な価値であったとしても、不適切な印象を与えかねません。経験則として、同じ個人が四半期に 1 回以上、あるいは年に 4 回以上の価値の譲渡、あるいは 1 年に複数回の高額譲渡を受けるべきではありません。従業員やマネジャーは、複数回の譲渡に注意する必要があります。同じ個人との間でより頻繁な、またはより高額な譲渡を行う特別な理由がある場合は、法務部門に指導を求めてください。以下のような価値の譲渡は固く禁じられています：

- 違法となるあらゆる譲渡；
- その地位を悪用して Entrust に不適切または不当なビジネス上の利益を提供するよう誘導する目的で、受領者となる政府役員、政党または政党関係者、公職候補者、国際機関の職員または従業員、顧客の役員、取締役または従業員にとって対価となり得るもの；
- その地位を悪用して支払者またはその他個人または団体に不適切または不当なビジネス上の利益を提供するよう誘導する目的で、受領者となる Entrust の従業員にベンダー、

サプライヤー、パートナー、またはベンダー、サプライヤー、パートナーの役員、取締役、従業員から贈られた有価物；

- 入札または競争入札プロセスに参与する関係者への贈答または接待；
- 現金または現金等価物（銀行小切手、為替、譲渡可能証書、商品券、ギフトカード、ローンなど）の贈与；
- 承認行為を回避するための自費による個人的な贈答品や接待、および
- 不適切、わいせつ、または性的な接待、あるいは Entrust の評判に悪影響を及ぼす可能性のある接待または娯楽。

3.5.1 贈答品、食事、娯楽、旅行、その他の接待

以下の要件を満たす場合には、名目上の贈答品、食事、接待、旅行、宿泊を提供または受領することが承認されます。¹ いずれかの要件が満たされない場合、取引を進める前に最高法務およびコンプライアンス責任者の承認を得る必要があります。

- 何らかの行為や決定に影響を与えるため、またはその他の不適切なビジネス上の利益を確保する目的で、価値の譲渡を申し出たり、提供したり、受け入れたりしていない；
- 価値の譲渡には、現金または現金等価物の提供が含まれていない（現金等価物が法務部によって事前に承認されている場合を除く）²；
- 価値の譲渡が現地の法律および規制に準拠している。
- 贈答品または提供された接待の総額が、その状況下で妥当なものであり、高級な宿泊施設、贅沢な食事、過度のアルコール消費または「成人向け接待」は含まれない。
- 贈答品は名目上のもの（ペン、カレンダー、販促品などで 50 米ドル未満の価値のもの）であり、贈答が受領者の母国で職業上の礼儀として広く受け入れられており、そのような状況で慣習的に提供されるような贈答品であるという状況下で提供されている；³
- 以下のいずれかを受領または提供する際、従業員の上司または SLT メンバーから書面による事前承認を得ており、[ギフトログ提出フォーム](#) が事前に提出されている：
 - 総額が 150 米ドルまたはそれに相当する金額を超える娯楽；
 - 1 人当たり 150 米ドルまたはそれに相当する金額（政府役員の場合は 75 米ドル）を超える高額な食事。
 - ワールドカップやメジャーなゴルフトーナメントなどの特別イベント（通常 150 米ドル以上の価値があるもの）
 - 旅費や宿泊費（通常、個人的な利益が実質的なレベルに達するため）
- 250 米ドル以上の贈答品および 500 米ドル以上の接待については、CEO から事前に書面による承認を得ており、[ギフトログ提出フォーム](#) が提出されている。

接待の価値を評価する際、従業員は、報告および承認のために、予想される譲渡価値の総額を

¹ 贈り主が同席していない接待は、Entrust のポリシーの目的上、「贈与」とみなされます。

² 現金等価物の提供は強く戒められており、例外的な状況においてのみ法務部によって承認されることに注意してください。

³ 贈答品を贈る場合は、可能な限り Entrust のロゴまたは名前が入った品物のみとします。

(推定額であっても) 考慮する必要があります。例えば、晩餐会、イベントへの出席、終了後の飲酒が含まれると予想される場合、報告および承認のために記載する推定総額には、メインイベントへの出席チケットの額面金額だけでなく、食事と飲酒の費用についても記載する必要があります。贈答品や接待の評価についてご不明な点は、ethics@entrust.com までご相談ください。

法務部は、マーケティングチームが主催する対面およびバーチャルのイベントまたはキャンペーンに対して、以下のとおり、一定額までの贈答品および接待を事前に承認しています：

- 対面イベントの場合、250 米ドルまでの品物を抽選用に提供することができますが、受取人は Entrust のブースを訪れ、登録する必要があります。[Entrust の展示会景品公式ルール](#)をブースに設置し、抽選応募時に以下の免責文言も明確に掲示しなければなりません：米国海外汚職行為防止法 (FCPA) を含むがこれに限定されない、適用される汚職防止法で定義される公務員は、この抽選に参加する資格がないことをご了承ください。
- バーチャルイベントまたはキャンペーンの場合、1 人あたり 150 米ドルまでのホスピタリティ体験（ワインとチーズのバーチャルイベントなど）および 1 人あたり 50 米ドルまでのギフトを提供することができますが、受領者はライブイベントに登録し、参加する必要があります。[Entrust の展示会景品公式ルール](#)をブースに設置し、登録時に以下の免責文言も明確に掲示しなければなりません：米国海外汚職行為防止法 (FCPA) を含むがこれに限定されない、適用される汚職防止法で定義される公務員は、このイベントに参加する資格がないことをご了承ください。
- 法務部の許可がない限り、現金または現金等価物を提供することはできません。例えば、バーチャル・イベントに対する食事代の払い戻しの対象となる商品券やギフトカードを提供する場合も、法務部の事前承認が必要です。

辞退することが失礼にあたる場合、指定された限度額を超える贈答品を受け取ることは容認されますが、その贈答品については管理者に報告しなければならず、管理者は以下のいずれかの対応について判断する必要があります：

- 本項に定める要件および承認に従い、受領者が当該贈答品を保持することができる；
- Entrust の利益のために保持される；
- 売却され、その収益は慈善団体に寄付される；
- 寄贈者に返却される。

従業員がこれらのガイドラインに準拠しない接待や娯楽を提供され、事前の承認を得るための十分な時間がない場合は、丁重に断るようあらゆる努力を払う必要があります。不快感を与えることなく辞退することができない場合、その従業員は参加することができますが、早急に上司および ethics@entrust.com に詳細を報告する必要があります。接待または供応が現金または現金等価物（本項に定める要件および承認に従って受領した商品券またはギフトカードを除く）を伴う場合、不適切な場所で行われる場合、「成人向け娯楽」が含まれる場合、その他 Entrust に迷惑をかける場合は、従業員は辞退しなければなりません。

政府役員に関する注意事項：政府役員への接待は決して行ってはならず、食事は1人当たり75米ドルまたは法律で許容される金額のいずれか低い方を超えないようにしてください。さらに、政府役員の配偶者、ドメスティック・パートナー、家族には、食事、旅行、宿泊を提供することはできません。最後に、最高法務およびコンプライアンス責任者が事前に承認しない限り、Entrust に直接影響を与える可能性のある規制上の決定に関する権限を持つ政府役員に贈り物を提供してはなりません。

3.5.2 慈善寄付

慈善団体への寄付は、Entrust が事業を展開する地域社会で良好な関係を築くために、認められ、奨励されることが多いですが、そのような寄付は、政府役員や顧客に対する不適切な支払いを偽装するために使用される可能性があります。従って、政府役員または顧客からの要請により行われる慈善寄付または後援は、要請を受けた従業員のマネージャーによる書面による事前承認、ethics@entrust.com への報告、および CEO による承認が必要です。

3.5.3 政治献金

政治献金は特定の状況下では許可される場合もありますが、そのような献金は政府役員や顧客に対する不適切な支払いを偽装するために使用される可能性があります。このため、政府役員または顧客からの要請により行われる政治献金は、要請を行う従業員のマネージャーから書面により事前承認を受け、ethics@entrust.com に報告し、CEO により承認される必要があります。

3.5.4 政府役員またはその家族の雇用または関与

政府役員を務めたことのある個人、または現在政府役員と現在親族関係やビジネス上のつながりのある個人を雇用したり、契約上雇用したりすることは適切である可能性があります。政府役員から面接や雇用の要請があった場合、または候補者に連絡する決定が現在または以前の政府役員とのつながりに基づいている場合は、雇用の申し出やサービスの契約を結ぶ前に、人事部および最高法務およびコンプライアンス責任者に開示し、適切に審査する必要があります。

3.6 第三者

Entrust は、適用される 汚職防止法に基づき、Entrust を代理する、または Entrust に代わってサービスを提供するために契約した第三者による不正行為に対して法的責任を負います。企業に対して行われる執行措置のほとんどは第三者による不正行為によるものであるため、Entrust は、どのような第三者と取引すれば安心できるかを判断する上で、細心の注意を払い、継続的に警戒する必要があります。

3.6.1 デューデリジェンス

Entrust が、第三者 パートナーのビジネス上の評判や政府役員や顧客との関係（もしあれば）を含め、その資格や関連性を確実に理解することは、汚職防止法を遵守する上での重要な側面です。

第三者と商品やサービスの契約を結ぶ前に、適切なデューデリジェンスを実施する必要があります。以下のいずれかに該当する場合、契約前に、第三者は Entrust のデューデリジェンス評価 (DDA)を完了し、コンプライアンスチームは第三者のチェックを行う必要があります：

- 第三者が、正式なチャネルパートナー、紹介エンティティ、マネージドサービスプロバイダー (MSP)、直接のソリューションプロバイダー、グローバルシステムインテグレーター (GSI)、または技術提携パートナー (TAP) になる場合。
- 第三者が、政府または国営のプロジェクトまたは入札において、Entrust のパートナーとしての役割を果たす (例えば、システムインテグレータ、コンソーシアムメンバー、または付加価値再販業者や OEM など Entrust が契約を結んでいるその他のパートナーとして)。
- 第三者が、第三者リスクマトリックスで 5 以上のスコアである場合。付録 1 参照。

デューデリジェンスの過程でコンプライアンスが特定した問題は、正式な契約を締結する前に、最高法務およびコンプライアンス責任者による審査が必要となります。最高法務およびコンプライアンス責任者による審査を助けるため、第三者から追加情報を要求される場合があります。第三者リスクマトリックスでスコアが 10 以上になっている第三者と契約する際は、最高法務およびコンプライアンス責任者の事前承認が必要となります。スコアが 10 以上の第三者については、最高法務およびコンプライアンス責任者は、外部弁護士による正式な審査が必要かどうか判断します。

すべての第三者は、3 年ごとにデューデリジェンス評価を更新する必要があります。さらに、第三者は、契約更新時または契約延長書への署名時に、最新のデューデリジェンス評価を完了するよう求められることがあります。

3.6.2 契約言語

第三者を起用する契約には、米国 FCPA、渡航法、世界銀行ガイドライン、英国贈収賄防止法、カナダ CFPOA などの汚職防止法、およびサービスが実施される現地の汚職防止法を含むがこれらに限定されない、適用されるすべての法律、規則、規制を遵守するという契約上の義務を含める必要があります。契約にこの文言が含まれていない場合は、汚職防止コミットメントを使用するか、法務部に標準的な文言について問い合わせてください。リスクの高い第三者 (リスク・スコアが 5 より高いものを含む)、および政府または国有プロジェクトについては、契約上のコミットメントおよび [汚職防止コミットメント](#) の両方が必要です。

3.6.3 危険信号

以下のリスク要因は、第三者の Entrust との協働を自動的に不適格とするものではありませんが、汚職行為の兆候となる可能性があるため、以下の特徴の 1 つ以上を示す第三者との関係構築については慎重に検討する必要があります：このリストはすべてを網羅しているわけではありません：これらのリスク要因が存在するか否かにかかわらず、本ポリシーで要求されている通り、また契約前に、第三者に対して適切なデューデリジェンスを実施する必要があります。

- 第三者が付録 1 で高リスク にリストされた国でビジネスを行っている；

- 第三者が、不適切、違法、または非倫理的な行為を行うとの評判を得ている；
- 第三者が、デューデリジェンスの過程で要求された情報の提供を拒否する；
- 第三者が、適用される汚職防止法を遵守するという保証を提供することを拒否する；
- 第三者が、書面による契約の締結を拒否する；
- 第三者が、市場レートと比較して異常に高いレートまたは手数料を請求する；
- 第三者が、通常ではない支払いを要求する（現金支払い、前払い、複数口座への入金、海外口座への入金要求など）；
- 第三者が、異常な支出、予算または予測費用を大幅に上回る金額、現金による支払いの承認または払い戻しを要求する；
- 第三者が、政府役員または政府機関と直接的な家族関係またはビジネス関係を有する；
- 第三者が、多額の、あるいは頻繁な政治献金を行っている；
- 第三者が、不要な第三者、代理店、仲介業者を利用している；または
- 第三者が、「ビジネスを獲得する」ために支払いが必要であると提案する。

3.7 不適切な支払いに関連しがちなマネーロンダリングとその他の活動

不適切な支払いの要求には、脱税、マネーロンダリング、価格操作、詐欺、横領、談合を含むがこれに限定されない反競争的行為などの違法行為が伴うことがよくあります。Entrust は、従業員が故意に個人または団体の法律違反を助長または援助することを禁じています。「帳簿外」口座、および Entrust の帳簿や記録への虚偽または欺瞞的な記載は禁止されています。すべての財務取引は文書化され、定期的に見直され、Entrust の帳簿及び記録に適切に計上されなければなりません。

マネーロンダリングとは、犯罪に関連する財産または資金を含む金銭取引に故意に関与する、関与しようとする、または助長することです。これには、根本的な違法行為がどこで行われたかを問わず、脱税、贈収賄、詐欺、その他の重大な犯罪が含まれます。Entrust は、直接、または他者ととも、あるいは他者を通じて、マネーロンダリングに関与したり、マネーロンダリングを助長したりすることを禁じており、また、Entrust は、いかなる種類のマネーロンダリング、テロ行為、犯罪行為に関与する個人または団体とビジネスを行うことも禁じています。Entrust は、合法的な事業活動に関与し、その資金源が合法的なものである顧客及びパートナーとのみ取引を行います。現金取引は可能な限り避ける必要があります。

顧客、サプライヤー、パートナー、または第三者が、現金での支払い、関連性のない通貨での支払い、商品の生産地またはサービスの提供地以外の国での支払い、仲介業者を介した支払い、または別の事業体への支払いなど、通常とは異なる支払いの取り決めを要求する場合、これらの支払いは、取引前に法務部の承認を得る必要があります。サービスを提供する企業ではなく、個人への支払いは禁止されています。

マネーロンダリングやその他の金融不正行為が発生していることを示す危険信号の例を以下に示します。このリストはすべてを網羅しているわけではありません：このような危険信号が存在する場合、取引に関与する前に法務および財務に相談すべきです。

- 受取人／支払人、またはその所有者、役員、取締役が、何らかの財務上の不正行為を行った経歴がある；
- 税務上の理由であるいは十分な説明なしに、通常とは異なる支払い手配が要求される；
- 受取人/支払人が大手金融機関に口座を持っていない、および/または電信送金を受け付けない、または行うことができない；
- 受取人/支払人が、通貨規制の厳しい国、またはシェル管轄区域のある国に所在している（リスクマトリックスに記載の通り）；
- 受取人／支払人が、金融機関ではない第三者を取引に関与させる；
- 受取人／支払人が、サービスの実施地および／または商品の製造地とは異なる通貨での支払いを求める；
- 受取人／支払人が、サービスの実施地および／または商品の製造地とは異なる管轄区域での支払いを求める；
- 支払人が、正当な資金源を容易に特定できない；
- 受取人／支払人が、支払いを小額に分割するよう要請する；
- 受取人／支払人が、商品を第三国経由で発送するよう要請する；
- 商品やサービスの明らかな過不足価格；
- サービスを提供した事業体や商品を製造した事業体ではなく、グループ内の異なる事業体（親会社や子会社など）に対する、またはグループ内の異なる企業からの支払いの要求；
- 通関/輸出書類において、契約価格と異なる評価明細書を作成または要求する；
- 信用状と商品、場所、条件の不一致；
- 適切な VAT、または税務書類を提出しない；または
- 上記 3.6.3 のような贈収賄の危険信号が存在する。

3.8 記録管理と報告

適用される汚職防止法では、Entrust は、会社の取引と会社資産の処分を公正に反映する正確な帳簿と記録を維持し、経営陣による会社の資産の管理、権限、責任を保証するのに十分な内部会計管理システムを維持することが義務付けられています。

3.8.1 会計

すべての取引は、ポリシー103 - 会計記録に規定されている Entrust の会計要件に従って文書化する必要があります。すべての取引は、たとえその取引が法律や規則に違反していたとしても、正確に記録されなければなりません。取引の全部または一部に虚偽または架空の記録を添付してはなりません。この要件は、Entrust にとって財務的に要素か否かにかかわらず、すべての取引に適用されます。

3.8.2 監査

Entrust は、その内部統制、特に会計と記録の実務について、定期的な見直しと監査を実施し、その設計と有効性を評価する必要があります。

4. 順守

汚職防止に関する懸念がある場合、Entrust の従業員は上司、コンプライアンス担当副社長、最高法務およびコンプライアンス責任者、ethics@entrust.com に直接報告するか、24 時間 365 日匿名かつ秘密厳守で報告できる倫理ホットラインを通じて報告する必要があります。報告すべき汚職防止の懸念に相当する状況には以下のものが含まれますが、これらに限定されるものではありません。

- 賄賂、キックバック、その他の不適切な価値の譲渡を要求する；
- 適用されるサービスまたは行為に通常必要とされる正式料金以上の支払いを要求する；
- 通常とは異なる支払い方法（現金、個人または海外の銀行口座への支払い、無関係な第三者への支払いなど）を要求する；
- 希望する慈善団体への寄付を依頼する；
- 政府役員または顧客からの、Entrust が取引を支援するために特定の第三者を雇用するようことの要請；
- 無償の製品やサービスの寄付への要求；
- 個人的な恩恵の要求；
- 通常レベルの詳細が欠如していたり、非公式であるように見えたり、虚偽または改ざんされているように見える請求書を Entrust に提出する。

従業員は、政府役員、顧客、Entrust の従業員、または Entrust と取引のある第三者が関与する以下のような活動や状況についても報告する必要があります：

- 従業員が、政府当局に知られたりメディアに報道されたりした場合、汚職または不法行為とみなされると考えられる行為に関与した；
- 個人または事業体が政府の調査対象である、または対象となった。
- 個人または団体が、疑わしい、非倫理的、または違法な行為に関与していると噂されている。

Entrust は、懸念を報告した個人、誠実に苦情を申し立てた個人、調査に協力した個人に対するいかなる形態の報復も認めません。

本ポリシーに違反した従業員は、該当する場合、解雇や法的措置を含む懲戒処分の対象となることがあります。本ポリシーの不順守に対する Entrust による是正措置に加えて、Entrust の従業員は、政府当局による刑事訴追または民事執行の対象となる場合があります。刑事訴追を受けると、禁固刑を含む多額の罰金や刑罰が科される可能性があります。

本ポリシーはいつでも更新または修正される可能性があります。

5. 例外

本ポリシーに例外はありません。

6. 所有権と改訂履歴

Jenny Carmichael、コンプライアンス担当副社長

jenny.carmichael@entrust.com

7. よくある質問

質問：重要な契約を交渉中です。意思決定のプロセスを支援するために、政府役員に米国の施設を訪問してもらいたいと思っています。政府役員とその配偶者にファーストクラスの航空券と、手厚い日当、ホテル代、食事代を提供したいと考えています。これは、Entrust のポリシーおよび適用される汚職防止法に照らして適切でしょうか？

答え：この目的のために政府役員が当社の米国施設を訪問することは認められますが、エコノミークラスの航空券を購入し、妥当なホテル代と食事代のみを支給してください。日当は認められず、政府役員の配偶者にはいかなる費用も支払われません。

質問：その政府役員は、当社の米国施設を訪問した帰りに、ニューヨークに1日立ち寄りしたいとのこと。ニューヨークのホテル代を Entrust に支払ってもらうことはできますか？

答え：いいえ。その寄り道は、合法的な業務目的とは関係ないようです。

質問：Entrust の代理店またはシステムインテグレーターが、提出した入札に関連して賄賂を支払おうとしている疑いがあるが、証拠や確証がない場合、何らかの措置を講じる必要がありますか？

答え：はい。賄賂が支払われる可能性を意図的に無視したり調査を怠った場合、Entrust がそのことを知っていたと見なされ、第三者の行為に対して会社が責任を負うこととなります。

質問：私は汚職防止法が整備されていない国の国民です。政府役員へのちょっとした贈り物をタクシー代として経費報告書に計上してきました。そうすれば、私のマネージャーがこのことについて知ることはありません。上司は知らないし、私は汚職防止法の対象にはならないので、これは許容されますよね？

答え：いいえ。居住国は問いません。あなたは Entrust の従業員であり、Entrust は汚職防止法の適用を受けています。上司に黙っていても、上司や会社があなたの行動に対する責任を免れるとは限りません。このような支払いは、あなた個人に重大な責任を負わせることにもなりかねません。従業員は、Entrust に雇用されていることにより、当社と同様にこれらの法律の対象となります。

質問：他社が政府役員や顧客のために高額な旅行や接待の費用を支払っているという噂を耳にしたことがあります。私たちも同等のものを提供しなければ、競合他社が入札プロセスで当社よりも不当に優位に立つこととなります。競合他社が汚職防止法を守らないのに、なぜ当社だけが汚職防止法を守らなければいけないのですか？

答え：コンプライアンスの有無にかかわらず、競合他社のほとんどは Entrust と同じ汚職防止法の適用を受けています。汚職防止法は 100 か国以上で採択されています。弊社の行動は、競

合他社の行動に左右されるものではありません。弊社は、弊社の価値観、倫理規範、および適用されるすべての法律を厳格に遵守することにより、卓越した業績を達成し、顧客および社会から高い評価を得ています。正しい行いは常にビジネスに良い結果をもたらします。